

奈良県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十五年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社	訪問介護、居宅介護支援事業及び介護予防訪問介護	平成二十五年十月一日
ケアサポートめばえ	三三八―一	ケアサポートめばえ	三三八―一	ケアサポートめばえ	三三八―一	訪問介護及び介護支援事業及び介護予防訪問介護	平成二十五年十月一日
合同会社	香芝市磯壁二	ヘルパー	香芝市磯壁二	訪問介護及び介護予防訪問介護	訪問介護及び介護支援事業及び介護予防訪問介護	平成二十五年十月一日	平成二十五年十月一日
胤栄	―一一九	ステーションのり	―一一九	訪問介護及び介護支援事業及び介護予防訪問介護	訪問介護及び介護支援事業及び介護予防訪問介護	平成二十五年十月一日	平成二十五年十月一日
株式会社	樫原市木原町	小規模多機能型事業所サラ	桜井市大福七〇〇	居宅介護支援事業及び介護予防支援事業	居宅介護支援事業及び介護予防支援事業	平成二十五年十月一日	平成二十五年十月一日
サニ―オーク	二六―一	らくねりハビリデ	樫原市石原田町二九七―一	通所介護及び介護予防通所介護	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十五年十月一日	平成二十五年十月一日
株式会社	樫原市石原田町二九七―一	らくねりハビリデ	樫原市石原田町二九七―一	通所介護及び介護予防通所介護	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十五年十月一日	平成二十五年十月一日

	有限会社 ウエルネ ス斑鳩		朝日新聞 西和販売 株式会社
一	生駒郡斑鳩町 服部一―二― 二五		北葛城郡王寺 町本町二―二 二―三七
イサービ ス	ウエルネ ス斑鳩ケ アサポー ト		西和デイ サービス いろは
一	生駒郡斑鳩町 服部一―二― 二五		北葛城郡王寺 町本町二―二 二―三七
	居宅介護支援事 業		通所介護及び介 護予防通所介護
	平成二十五 年十月一日		平成二十五 年十月一日